

# 保証修理について

## 1.保証修理の内容

この保証は、保証書記載のお客様に対して、保証書に記載の保証部品について、当社の責任により不具合が発生した場合に、保証書に示す期間と条件に従って、これを無料修理すること(以下、この無料修理を保証修理といいます)をお約束するものです。保証修理は部品の交換または補修により行います。なお、保証修理時に取り外した不具合部品は、当社の所有となります。

また、新車プラン・中古車プランの保証修理の限度額は「車両販売価格(車両本体価格)」とさせていただきます。

※保証更新後の保証修理の限度額は、総額50万円まで(回数無制限)

なお、保証修理の限度額を超えた修理費用については、お客様のご負担となります。もしご負担に同意いただけない場合は、修理をお断りする場合がございますのでご了承ください。

<補足説明>

▷保証修理は、当社または保証修理を行うオートアロウのサービス工場が故障修復のために必要と判断した方法で行います。保証修理にあたり、修理の内容によっては修理完了までにお時間がかかる場合がございますことを予めご承知おきください。

## 2.保証修理の受け方

保証修理をお受けになる場合は、必ず当社にご連絡いただいたうえで、当社、保証書記載の自動車をお持ちいただき、保証書および車検証をご提示のうえ保証修理をお申しつけください。保証書および車検証を提示されない場合は、保証修理をお受けいたしかねます。(当社の連絡先は、保証書をご覧ください。)

## 3.保証部品

保証書にもとづく保証の対象となる部品(以下、保証部品といいます)は、保証書記載のお客様への販売時に、保証書記載の自動車を構成する部品のうち下記を除いたものです。

・ボデー内・外装部品

消耗部品

油脂類

<補足説明>

> ボデー内・外装部品、消耗部品および油脂類は保証いたしません。(以下、これらの部品等を非保証部品といいます)。非保証部品につきましては、「非保証部品」をご参照ください。

**お客様のご都合で、納車後に装着 架装された部品・架装物(保証修理時に交換部品として新たに装着された部品を除く)の不具合、および納車後に実施された補修(保証修理としてなされた補修を除く)改造に起因する不具合は保証いたしません。**

・保証部品の主要なものにつきましては、「保証部品一覧」をご参照ください。

## 4.保証期間

保証修理を受けられる期間 (以下、保証期間といいます)は、保証書記載の保証期間のとおりとします。

なお、保証修理時に、交換部品として新たに保証書記載の自動車に装着した部品も保証書にもとづく保証の対象となりますが、その保証期間は保証書記載の保証期間満了時までとします。

## 5.お客様にお守りいただく事項

保証書記載の自動車がメンテナンスノートに示す点検整備がなされ、取扱書に従った正しい使用 お手入れがなされた自動車である場合に、保証修理をいたします。従いまして、次の事項を必ずお守りいただくようお願いいたします。

守られていない場合は、保証修理をお断りすることがありますのでご承知おきください。

- 1 取扱書に示す取扱い方法に従った正しい使用・お手入れ。
- 2 法令で定められた点検整備(日常点検を含む) および当社が指定する点検整備の実施。
- 3 定期点検整備の実施を記録した定期点検記録簿の保持。
- 4 メンテナンスノートおよび取扱書に示す定期交換部品の指定通りの交換。

## 6. 保証しない事項

(1) 以下の現象等、不具合と認められないものは保証修理いたしません。

1 通常の使用損耗あるいは経年変化により発生する現象。

(樹脂部品、塗装面、メッキ面等の自然退色・劣化等)

<補足説明>

自動車の走行や作動の繰り返しや時間の経過により、自然に発生する 通常の損耗や消耗、やつれといった現象は保証修理いたしませんので予め ご承知おきください。

例 エンジンマウントの劣化 ワイヤレスキーの折れ、ボタン部の不具合  
ゴムホースの劣化 ステアリング表面の劣化など

2 自動車の機能に影響がないことが一般に認められている現象等。

(音、振動、オイルのにじみ、操作フィーリングなど)

<補足説明>

▷自動車は動く機械ですので、その使用中には少なからず音や振動が発生します。もちろん音や振動の中には、車の状態の異常から発生するものもありますが、正常な作動の過程で生じる機能上問題のないものもあります。たとえば、ブレーキを踏んだ時に発生する音でも、ブレーキパッドの 磨耗を知らせる音 (パッドウェアインジケータによる音=パッドの寿命がきたという警告音) や摩擦面の状態により発生する機能上問題のない音 (これを一般にブレーキ鳴きといいます)があります。

またオイルのシール部分のオイルのにじみも、それ以上進行しない(例:駐車場所にオイルの滴下がない)正常な範囲のにじみがあります。

▷これらの機能上問題のない現象は、保証修理いたしませんので予めご承知おきください。機能上問題がない現象かどうかについては、お気軽に当社 サービス工場にご相談ください。

(2)以下の不具合は、外的要因によるものであり当社の責任による不具合

ではありませんから保証修理いたしません。

1 雨風、飛石、酸性雨、塩害、融雪剤、鳥糞、薬品、鉄粉、煤煙、降灰等の外部 要因に起因する不具合。(さび・腐食・パネルの傷つき等)

2 地震、台風、水害等の天災ならびに火災(ただし、保証部品の不具合に起因するものを除く)、事故に起因する不具合。

3 通信事業者が、電波の通信方式を廃止・変更することにより、車載機器のオンラインサービス提供に必要な電波を受信できない不具合。

(3)以下の不具合は、適切な点検・整備、正しい使用・管理等がなされていないことに起因するものですから保証修理いたしません。

1 法令および当社が指定・推奨する定期点検整備、日常点検の未実施および定期交換部品の未交換に起因する不具合。

<補足説明>

自動車を安全かつ快適にご使用いただくためには、必要な定期点検整備や日常の保守点検をきちんと実施していただくことが不可欠であり、これはお車を使用されるお客様の責任により行っていただくものです。従いまして、これらが実施されていないことに起因する不具合については、保証修理いたしませんので予めご承知おきください。

たとえば、エンジンオイルはエンジン内部の潤滑冷却を行っておりますが、この過程で蒸発、排出、燃焼等により少しずつ減少・劣化します。エンジンオイルの補充や交換を行わずに使用を続けた場合、潤滑性能・冷却性能の低下により、エンジンの焼き付きや破損に至ることがあります。このようなエンジンの焼き付き・破損については保証修理いたしませんのでご注意ください。

2 通常の注意で発見・処置できたにもかかわらず、放置したことにより拡大した不具合。

<補足説明>

たとえば、警告灯の点灯により自動車に異常が発生したことを確認できていたにもかかわらず、これを無視し速やかな処置を怠ったことで拡大した部分の不具合については、保証修理いたしませんので予めご承知おきください。(警告灯の点灯につきましては取扱書をご覧ください)

3 保守もしくは整備上の不備または間違いに起因する不具合。

<補足説明>

▷整備が不十分であったり、間違った方法で実施されたことにより生じた不具合については、保証修理いたしませんので予めご承知おきください。

4 適切なメーカー純正部品・定期交換部品あるいは当社が指定する油脂類(オイル・冷却水等)以外を使用したことに起因する不具合。

▷この保証は予め決められた消耗部品や油脂類等の適切な使用のもとでの自動車の品質を保証するものです。従いまして、メーカー純正の消耗部品・定期交換部品以外のものを使用したり、メーカー純正であっても保証書記載の自動車用でないものを使用した場合、またメンテナンスノートで指定する油脂類以外のものを使用した場合は、本来の性能を発揮できなかったり耐久性を

そこなったりすることがあります。これらの使用に起因した不具合は保証修理いたしませんので予めご承知おきください。

5 取扱書等に示す取扱い方法と異なる使用、不適切な保管、仕様の限度を超える過酷な使用（レース、ラリー等による過酷な走行、エンジンの過回転、過積載等）に起因する不具合。

<補足説明>

▷この保証は取扱書等に示す使用方法の範囲で使用された場合の自動車の品質を保証するものです。従いまして、取扱書等に明記してある使用方法と異なる使用等により生じた不具合、例えば

・レース、ラリー、または一般に自動車が走行しないような荒地(オフロード)等での過酷な走行により生じた不具合。

高速走行中に急激なシフトダウンなどでエンジンの許容回転数を超過してしまったことによりエンジンに生じた不具合。

最大積載量を超える積荷をしたことによりサスペンションのスプリング部分に生じた不具合。等については保証修理いたしませんので予めご承知おきください。

(4) 保証修理以外に当社が保証書にもとづいて費用（例えば、次のような費用等）を負担することはいたしません。

1 消耗部品および油脂類の交換・補充費用。

<補足説明>

消耗部品および油脂類は、自動車の保証期間によらず使用過程で確実に消耗・劣化していき、徐々にその機能を果たさなくなっていくものです。

この当然の消耗・劣化のために生じる交換や補充の費用については、お客様にご負担いただきますので予めご承知おきください。

2 法令ならびに当社が指定する定期点検整備および定期交換部品の費用。

<補足説明>

自動車を安全に使用し続けていただくためには、ポイントとなる部品に劣化や損傷がないか、その状態を定期的に点検し必要な整備をタイミング良く実施することが必要です。これを適切に実施することは、自動車を使用するお客様の義務として法令にも定められています。

また、それは大切なお車の寿命を延ばし常に安心して快適な状態でご使用いただけることにつながります。

<補足説明>

▷万一、保証修理に相当する不具合が生じ、その不具合によりお車を使用できない期間の不便さを補うために生じたレンタカーの費用や営業機会の損失等の費用は、負担いたしませんので予めご承知おきください。

4 当社にご連絡がなく修理された場合の修理費用。

<補足説明>

・保証期間内で保証修理に相当すると思われる不具合修理についても、当社にご連絡がない場合には、その費用を負担いたしませんので予めご承知おきください。